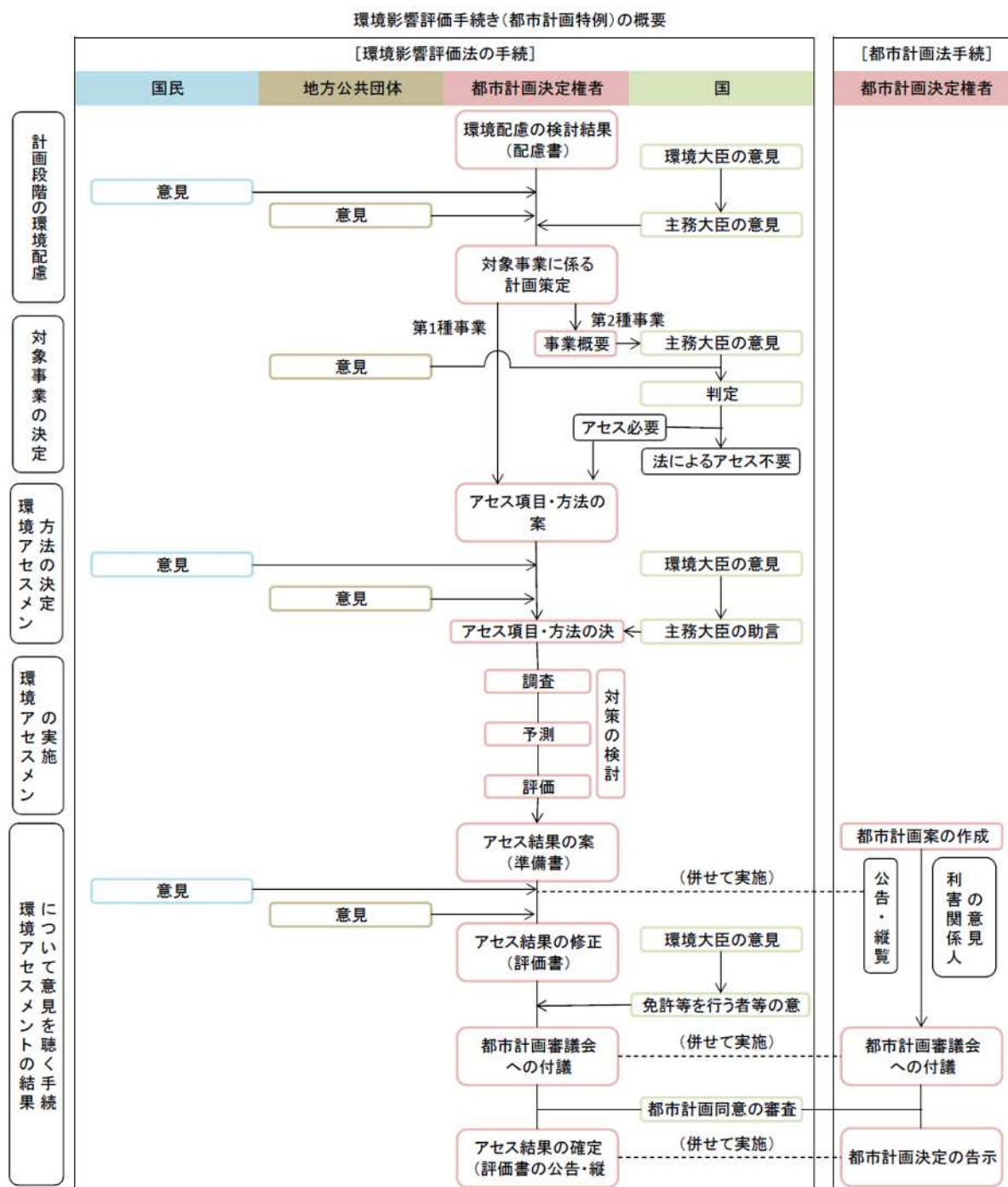


第8章 環境影響評価

① 環境影響評価

都市計画は、都市の将来あるべき姿を想定し、環境に対する配慮を含め、総合的に判断し決定する必要があります。そこで、環境影響評価法や島根県環境影響評価条例に規定された対象事業規模以上の都市施設や、市街地開発事業を都市計画に定める場合には、事業者に代わって都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価を行うこととされています。



備考：県条例では第二種事業の規定がない等により、法の手続きとは若干違いがあります。
 配慮書手続については、法では H25.4.1、県条例では H25.10.1 施行となります。

環境影響評価を行う事業の種類や規模は下表のとおりです。環境影響評価法に基づくものと、島根県環境影響評価条例に基づき実施するものがあります。

環境影響評価法等の対象事業規模一覧表

環境影響評価法に基づくもの				島根県環境影響評価条例に基づくもの		
事業区分		対象事業規模		事業区分		対象事業規模
		第1種事業	第2種事業			
① 道 路	・高速自動車国道	すべて	_____	① 道 路	_____	_____
	・首都高速道路等	4車線以上	_____		_____	_____
	・一般国道	4車線以上 10 km以上	4車線以上 7.5 km以上 10 km未満		・一般国道	4車線 5 km以上
	・大規模林道	幅員 6.5 m 以上 20 km以上	幅員 6.5 m 以上 15 km以上 20 km未満		・県道、市町村道	4車線 5 km以上
					・林道	2車線 10 km以上
② 河 川	・ダム	貯水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	② 河 川	・ダム	貯水面積 50ha 以上
	・堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満		・堰	湛水面積 50ha 以上
	・湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満		・湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 50ha 以上
	・放水路	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満		・放水路	改変面積 50ha 以上
③ 鉄 道	・新幹線鉄道（環状線含む）	すべて	_____	③ 鉄 道		
	・普通鉄道	10 km以上	7.5 km以上 10 km未満		・普通鉄道	5 km以上
	・軌道（普通鉄道相当）	10 km以上	7.5 km以上 10 km未満		・軌道（普通鉄道相当）	5 km以上
④	・飛行場	滑走路長 2,500m 以上	1,875m 以上 2,500m 未満	④	・飛行場	滑走路長 1,250m 以上
⑤ 発 電 所	・水力発電所	出力 3万 kw 以上	2.25 万 kw 以上 3 万 kw 未満	⑤ 発 電 所	・水力発電所	出力 1.5 万 kw 以上
	・火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kw 以上	11.25 万 kw 以上 15 万 kw 未満		・火力発電所（地熱以外）	出力 7.5 万 kw 以上
	・火力発電所（地熱）	出力 1 万 kw 以上	7,500kw 以上 1 万 kw 未満		・火力発電所（地熱）	出力 0.5 万 kw 以上
	・原子力発電所	すべて	_____		_____	_____
	・太陽電池発電所	出力 4 万 kw	出力 3 万 kw～4 万 kw 未満		・太陽電池発電所	50ha 以上
	・風力発電所	出力 5 万 kw 以上	3.75 万 kw 以上 5 万 kw 未満		・風力発電所	出力 0.5 万 kw 以上
⑥	・廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満	⑬	・廃棄物最終処分場	15ha 以上
⑦	・公有水面の埋立及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下	⑥	・公有水面の埋立又は干拓	25ha 以上
⑧	・土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	⑦	・土地区画整理事業	50ha 以上
⑨	・新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満			
⑩	・工業団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	⑧	・工業団地造成事業	50ha 以上
⑪	・新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満			
⑫	・流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	⑨	・流通業務団地造成事業	50ha 以上
⑬	・宅地造成事業（「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる）（独）都市再生機構、（独）中小企業基盤整備機構	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	⑩	・宅地造成事業（「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる）	50ha 以上
⑭	・港湾計画	埋立・掘込み面積合計 300ha 以上				
				⑪	・ゴルフ場の造成	50ha 以上又は9 ホール以上
				⑫	・スキー場の造成	50ha 以上
					・レクリエーション施設用地の造成（運動・レジャー施設）	50ha 以上
					・都市公園の新設又は改築	50ha 以上
				⑬	・土石の採取の事業	50ha 以上
				⑭	・廃棄物処理施設の設置	100t/日以上のゴミ処理施設 100kl/日以上のし尿処理施設 100t/日以上の産業廃棄物処理施設（焼却施設に限る）
					・工場又は事業場の設置又は変更	平均的な排水量 1 万m ³ /日以上又は最大排水量 4 万m ³ /h 以上
					・下水道終末処理場の設置又は変更	計画処理人口 5 万人以上
⑮	・複合事業	50ha 以上				

環境影響評価対象事業一覧

手続き済み						
事業名	都市計画道路 東津田連絡線、 東津田下東川津線	都市計画道路 仁摩温泉津線	都市計画道路 浜田三隅線	都市計画道路 出雲仁摩線	都市計画道路 三隅益田線	都市計画道路 福光浅利線
根拠法令	島根県 環境影響評価条例	環境影響評価法	環境影響評価法	環境影響評価法	環境影響評価法	島根県 環境影響評価条例
対象事業区分	道路	道路	道路	道路	道路	道路
事業規模	4車線 約5.1km	4車線 約11.3km	4車線 約14.1km	4車線 約37.4km	4車線 約15.2km	4車線 約6.5km
事業実施区域	松江市	大田市仁摩町大園～ 大田市温泉津町今浦	浜田市原井町～ 浜田市三隅町三隅	出雲市知井宮町～ 大田市仁摩町大園	浜田市三隅町三隅～ 益田市遠田町	大田市温泉津町福光～ 江津市松川町上河戸
事業者	島根県	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
縦覧期間	方法書 H12.3.31～H12.5.1	方法書 H11.10.26～H11.11.25	方法書 H11.10.26～H11.11.25	方法書 H12.8.1～H12.8.31	方法書 H19.1.23～H19.2.23	方法書 H25.9.6～H25.10.7
	準備書 H14.8.30～H14.9.30	準備書 H15.5.9～H15.6.9	準備書 H15.5.9～H15.6.9	準備書 H17.2.18～H17.3.22	準備書 H21.9.1～H21.10.2	準備書 H27.1.13～H27.2.12
	評価書 H15.3.28～H15.4.28	評価書 H16.3.30～H16.4.30	評価書 H16.3.30～H16.4.30	評価書 H18.3.14～H18.4.14	評価書 H22.10.19～H22.11.19	評価書 H27.9.15～H27.10.15

令和7年4月1日現在